

五島市社会福祉協議会福祉活動団体推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、福祉課題に取り組んでいる当事者組織やボランティア団体、NPO法人など（以下「福祉活動団体」という。）を支援し地域福祉の向上を図ることを目的とし、併せて共同募金運動の社会的な役割の周知及び募金への理解に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、五島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(事業及び活動内容)

第3条 福祉活動団体は、地域の実情を踏まえ、独自の創意と計画に基づき、地域住民や関係者に対して福祉意識の高揚を図り、自主活動として次に掲げる事業及び活動を行う。

- (1) 社会福祉についての理解を高めるための学習会、講演会、映画上映会等の開催及び参加
- (2) 地域福祉に関する調査研究活動
- (3) 地域交流等の地域住民の相互理解を深めるような活動
- (4) 地域内の清掃作業、美化活動、文化財の保護等の奉仕活動
- (5) 老人福祉週間、児童福祉週間、障害者週間、共同募金、歳末たすけあい運動等の社会福祉関係行事への協力
- (6) その他、目的達成のために必要と認められる事業及び活動

(審査委員及び助成の決定等)

第4条 本会会長は、審査委員会に審査を依頼し助成先を決定する。

- 2 審査委員は共同募金会五島市支会運営委員をもって充てる。
- 3 本事業による助成期間は、助成実施年度の申請日から年度末までとする。ただし必要に応じて次年度以降も審査のうえ助成することができる。

(助成等)

第5条 本会会長は、福祉活動団体に対して事業に係る経費の9割を助成金として交付するものとし、1割は自主財源(当該事業への市・県からの補助金等は除く)や参加費等をもって充てることとする。

- 2 助成金は別表の区分による金額を上限とする。但し、申請のあった全ての福祉活動団体の申請額合計が助成金の財源を上回った場合においては減額になる場合もある。
- 3 助成金の交付に関しては、社会福祉事業助成金交付要綱の定めるところによるものとする。
- 4 申請者は、助成事業が完了したとき、又は当該年度終了後20日以内に助成事業実績報告書(様式第4号)、事業報告書、収支決算書、領収書の写し、その他本会会長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 5 本会会長は、福祉活動団体の要請により、行事計画への支援や福祉情報、資料の提供、機材(フィルム・ビデオ等)貸出等、必要に応じて援助を行うものとする。
- 6 助成を受けた場合、その事業が赤い羽根共同募金の配分を受けた事業であることを実施可能な方法で周知につとめる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるものを除き、本事業の実施に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から一部改正する。

この要綱は、平成30年4月1日から一部改正する。

この要綱は、令和2年4月1日から一部改正する。

別表

| 区 分 | 金 額 | 備 考 |
|--------|-----------|--------------|
| 事業費補助金 | 70,000円以内 | 1団体上限70,000円 |